

株式会社建築構造センター 構造計算適合性判定業務約款

(総則)

- 第1条 都道府県、市町村若しくは特別区又は指定確認検査機関（以下「甲」という。）及び株式会社建築構造センター（以下「乙」という。）は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、これに基づく命令、告示、条例及びこれらに係る通知（技術的助言）並びに都道府県知事が定める基準を遵守し、この約款（構造計算適合性判定依頼書及び構造計算適合性判定受付書を含む。以下同じ。）及び「株式会社建築構造センター構造計算適合性判定業務規程」（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。
- 2 この契約は、甲（都道府県、市町村又は特別区（以下「都道府県等」という。）にあっては、当該都道府県等に置かれた建築主事。次2項、次条第4項及び第5項、第4条、第7条第1項（1）並びに第8条第2項において同じ。）の乙に対する構造計算適合性判定依頼書の提出後、乙が甲に構造計算適合性判定受付書を発行した日をもって、締結がなされたものとする。ただし、乙が構造計算適合性判定依頼書に受付印を押印し、その写しを甲に交付した場合は、乙の受付印が押印された構造計算適合性判定依頼書の写しをもって構造計算適合性判定受付書に代えることができるものとしこの場合のこの契約の締結日は、乙が受付印を押印した日とする。
 - 3 乙は、法第18条の3第1項に規定する確認審査等に関する指針に従い、善良なる管理者の注意義務をもって、構造計算適合性判定受付書（構造計算適合性判定依頼書に乙の受付印が押印されたものの写しを含む。以下同じ。）に定められた建築物（以下「対象建築物」という。）の計画に係る構造計算適合性判定（以下単に「判定」という。）の業務を行い、甲に対し、構造計算適合性判定結果通知書（規程第14条第1項に規定する通知書をいう。以下同じ。）を、次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに交付しなければならない。
 - 4 乙は、甲から判定の結果及び方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
 - 5 甲は、規程別表2に基づき算定され、構造計算適合性判定受付書に定められた額の手数料を、第3条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
 - 6 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）の定めるところによる。

(業務期日)

第2条 乙の業務期日は、法第18条の2第3項の規定により読み替えて適用される法第6条第8項、及び法第6条の2第5項に規定する判定を求められた日から14日目の日とする。

- 2 前項の判定を求められた日は、規程第9条第1項の規定により乙が受け付ける判定用提出図書等（規程第8条第1項に規定する図書等をいう。以下同じ。）が乙に到達した日とする。
- 3 規程第9条第2項の規定により乙が甲に判定用提出図書等の補正を求めた場合は、前項の規定は、同項中「判定用提出図書等」とあるのを「補正後の判定用提出図書等」と読み替えて適用する。
- 4 乙が甲に第1項の日までに構造計算適合性判定が期間内にできない旨の通知書（規程第15条第2項に規定する通知書をいう。）を交付した場合は、乙の業務期日を当該通知書に記載された期間に相当する日数分延期する。（法第20条第二号イの構造計算が同号イに規定する方法により適正に行われたものであるかどうかの判定を求められた場合その他国土交通省令で定める場合に限る。）
- 5 乙は、天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定・改廃、輸送機関の事故その他の不可抗力により、第1項及び前項に定める業務期日までに前条第3項の構造計算適合性判定結果通知書を交付することができない場合は、甲に対して、その理由を明示のうえ、必要と認められる日数分業務期日の延期を請求することができる。
- 6 前2項の場合、乙が業務期日を延期したことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責に任じないものとする。

(支払期日)

第3条 甲の支払期日は、構造計算適合性判定受付書を発行した日から1ヶ月を経過する日とする。

- 2 乙は、甲が前項の期日までに手数料を支払わないときは、甲に対し、手数料額に年14.6%の割合（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額を遅延損害金として請求することができる。
- 3 甲と乙との協議により別に定める場合にはこの限りではない。

(甲の協力義務)

- 第4条 甲は、乙から判定用提出図書等について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 2 乙が判定に係る審査の実施にあたって必要があると認め、甲に通知した上で、対象建築物の計画の確認の申請者又は通知をした国の機関の長等（対象建築物の設計者を含む。以下単に「申請者等」という。）に対して対象建築物の構造計算に関する説明を直接求めたときは、甲は、当該申請者等がこれに応じるように、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 乙が判定に係る審査の実施において、当該判定の求めに係る構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定することができない場合に、構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定することができない旨の通知書により、甲に対してその旨及びその理由を通知したときは、甲は、遅滞なく必要な措置を講じなければならない。
 - 4 前項の場合において、甲が次の各号に掲げる措置を講じたときは、それぞれ当該各号に定める日数を、第2条第1項の期間及び同条第4項の延期する期間に含めないものとする。
 - (1) 申請書等に軽微な不備（誤記、記載漏れその他これらに類するもので、申請者等が記載しようとした事項が容易に推測される程度のものをいう。）がある場合で、甲が申請者等に対して適合するかどうかを決定できない旨の通知書（法第6条第13項、及び法第6条の2第9項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書をいう。以下同じ。）を交付して、相当の期限を定めて当該申請書等の補正を求めたとき 乙が甲に対して前項の構造計算が適正に行われたものであるかどうかを決定することができない旨の通知書を交付した日から、補正された申請書等が乙に到達した日までの日数
 - (2) 申請書等の記載事項に不明確な点がある場合で、甲が申請者等に対して適合するかどうかを決定できない旨の通知書を交付して、相当の期限を定めて当該不明確な点を説明するための書類（以下「追加説明書」という。）を求めたとき 乙が甲に対して前項の構造計算が適正に行われたものであるかどうかを決定することができない旨の通知書を交付した日から、追加説明書が乙に到達した日までの日数
 - 5 第3項の場合において、次の各号の一に該当するときは、甲は乙にその旨を速やかに通知しなければならない。

- (1) 前項各号に掲げる場合以外の場合で、甲が申請者等に対して適合するかどうかを決定できない旨の通知書を交付したとき
 - (2) 前項(1)に掲げる場合において、申請者等が定められた期限までに申請書等を補正しないとき
 - (3) 前項(2)に掲げる場合において、申請者等が定められた期限までに追加説明書を提出しないとき
 - (4) 甲が申請者等に対して法第6条第13項及び、法第6条の2第9項の規定による適合しない旨及びその理由を記載した通知書を交付したとき
- 6 前項各号の一に該当するときは、第8条第2項の契約解除があったものとし、同条第5項及び第6項を適用する。

(乙の債務不履行責任)

第5条 甲は、乙がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほか、甲に損害が生じたときは、乙に対し、その賠償を請求することができる。ただし、乙がその責に帰すことができない事由によることを証明したときは、この限りではない。

(甲の債務不履行責任)

第6条 乙は、甲がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほか、乙に損害が生じたときは、甲に対し、その賠償を請求することができる。ただし、甲がその責に帰すことができない事由によることを証明したときは、この限りではない。

- 2 乙は、都道府県等に置かれた建築主事がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほか、乙に損害が生じたときは、甲(都道府県等に限る。)に対し、その賠償を請求することができる。ただし、都道府県等に置かれた建築主事がその責に帰すことができない事由によることを証明したときは、この限りではない。

(判定の結果に対する乙の責任)

第7条 甲は、第5条の定めに係わらず、第1条第3項の交付を受けた後において判定の判断に誤りが発見されたときは、乙に対して、追完及び損害賠償を請求することができる。ただし、その誤りが次の各号の一に該当することに基づくものであることを乙が証明したときは、この限りでない。

- (1) 甲が法第 18 条の 3 第 1 項に規定する確認審査等に関する指針に従って審査を行わなかったことその他甲の責に帰すべき事由
 - (2) 業務を行った時点の技術水準からして予見が困難であったこと
 - (3) 前各号のほか、乙の責に帰することができない事由
- 2 前項の請求は、第 1 条第 3 項の交付の日から 5 年以内に行わなければならない。
 - 3 甲は、第 1 条第 3 項の交付の際に判定の判断に誤りがあることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を第 1 条第 3 項の交付の日から 6 ヶ月以内に乙に通知しなければ、追完及び損害賠償を請求することはできない。ただし、乙がその誤りがあることを知っていたときは、この限りでない。
 - 4 第 1 項の請求額の上限は、当該、判定手数料の 10 倍までとする。

(甲の解除権)

第8条 甲は、次の各号の一に該当するときは、その理由を明示のうえ、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 乙がその責に帰すべき事由により、第 2 条に定める業務期日までに第 1 条第 3 項の交付をしないとき。
 - (2) 乙がその責に帰すべき事由によりこの契約に違反し、甲が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき。
 - (3) 前各号のほか、乙の責に帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙が第 1 条第 3 項の交付をするまでの間、いつでも乙に書面をもって判定の求めを取り下げる旨の通知をすることでこの契約を解除することができる。
 - 3 第 1 項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。
 - 4 第 1 項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
 - 5 第 2 項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料が未だ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。

- 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(秘密保持)

第9条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密及び個人情報を漏らし、又は盗用してはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

(別途協議)

第10条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

(準拠法と紛争の解決)

第11条 この契約は、日本国法に準拠するものとする。

- 2 この契約に関する一切の紛争に関しては、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(附則)

この約款は、平成19年6月20日から施行する。